

## 中国語における日本語「手続」の借用過程

戸谷将義

**要旨** 中国語における“手続”は日本語からの借用語とされている。本論文では、この“手続”の借用過程を検証した。まず借用される側の日本語においては、「手續」は「物事を行う順序や方法」と「一定の目的を達するために経過すべき処置」という二種類の意味があった。法律の分野では1883年以降、後者の意味が定着するようになる。中国語における“手続”の出現は1901年からで、当初は“手續”の語形で日本語から「一定の目的を達するために経過すべき処置」という意味とともに借用された。一方で1910年に“手續”と同じ意味を表す語として“程序”への置き換えが試みられた。“手續”の借用には日本への留学生らによる翻訳文の影響があり、“程序”への置き換えは清朝末期の近代法編纂の影響があったことを指摘した。

**キーワード** 手続 程序 借用語 法律用語 日中語彙交流

### 汉语中日语借词“手続”的借用过程

**摘要** 汉语中的“手続”一词被认为是从日语中借用而来。本文对“手続”的借用过程进行了考察。首先，“手続”在日语中有两种含义：一是“做事的顺序或方式”；二是“为达到某种目的而需要经过的措施”。在法律领域中自1883年以来，后一种含义被广泛使用。在汉语中，“手続”一词则是从1901年开始出现，起初借用了日语中“手続”的词形及“为达到某种目的而需要经过的措施”的意义。另一方面，自1910年起，开始有了以“程序”一词作为“手続”的同义词进行替换的尝试。本文认为，“手続”一词的借用现象的产生是受留日学生翻译文章的影响，而以“程序”对“手続”进行的同义替换，则是受到了清末近代法律制度编纂的影响。

关键词 手続 程序 借词 法律词汇 中日词汇交流

## はじめに

現代中国語の“手続”は現行の中日辞典によると「手続き、▶日本語の「手続き」から出た言葉」と解説されている<sup>1)</sup>。中国語の借用語研究においては、“手続”は王立達(1958)以来、継続して日本語からの借用語であるとの取り扱いである。しかし、近代新漢語の語誌研究の論文目録である李漢燮(2010)では「手続」の見出しがなく、中国語の“手続”を日本語からの借用語として初期用例を詳細に検討した論文は管見の限り見当たらない。

## 1. 現行の辞書による初出用例

### 1.1 日本語の「手続」

まず、借用される側の日本語の「手続」について現行辞書の用例を確認しておきたい。借用過程を論じるにあたっては、借用される側の言語の何の意味をどのように取り込もうとしたのかを吟味しなければならないためである。

『日本国語大辞典』は「手続」に対し五つの意味項目にわけてそれぞれの用例を提示している。その五つのうち「①物事を行う順序や方法」と「⑤一定の目的を達するために経過すべき処置」の意味項目が現在でも使われているものと考えられる。①の意味においては、1820～49年の用例が、⑤の意味においては1889年の用例が提示されている<sup>2)</sup>。

---

1) 北京商務印書館・小学館編(2016:1429)。

2) 日本国語大辞典第二版編集委員会(2001:第9巻:670-671)。なお、①の意味の出典に挙げられた矢野龍溪(1883)『経國美談』は中国語に翻訳されたことがある。日本語原文の「奸黨ヲ宴席ニ襲フヘキノ手續キヲ尋子問ヘハ」は中国語では“臨時下手時怎樣の方法呢”となっている(《清議報》1900年第49冊53葉ウ)。ここでは「手續」が中国語の“方法”と対応している。

## 1.2 中国語の“手続”

中国語の辞書とはいえば、黄河清（2020）がいくつかの最初期の用例とその出典を明らかにしている。

黄河清（2020: 1389）が列挙した“手続”の用例のうち、最も早い時期のものは1903年に刊行された《新爾雅》であるという。この《新爾雅》は沈国威（1995: 1）によると「日本に留学した中国人学生によって編纂・出版された、中国最初の西洋の人文・自然科学の新概念、術語を解説する用語集である」とされる。この《新爾雅》に“手續者經歷一定方法之謂”（手続とは一定の方法を経ることをいう）と書かれていることから、前述の日本語の「一定の目的を達するために経過すべき処置」と対応するものである。

黄河清（2020）の示す用例の一つである1910年の梁啓超《資政院章程質疑》においては、“手續爲日本名詞，頗難得相當之譯語，故襲用之”（“手續”は日本の名詞である、相当する翻訳語を得ることは難しいため、日本語を踏襲した）と書かれており、1910年の段階でもまだ日本語の「手続」に相当する既存語が中国語になかったことがわかる<sup>3)</sup>。一方で、1931年の《辞源續編》の用例においては、“手續”が見出語“程序”の語釈に出現している。“昔沿用日本語稱為手續，今改定是名”（昔は日本語の“手續”を流用したが、今は改めてこれを用いることとした）と書かれており、“手續”の代わりに“程序”を使うようになったと述べられている。では、その“程序”はたとえば、黄河清（2020: 180）は最も早い用例を1913年の梁啓超による《令高等審検庁長》であるとしている。

時間的には“程序”の初出は“手續”の初出よりも遅い1913年だとされているが、具体的にどのように“手續”の代わりに“程序”が用いられるよ

---

3) ただし、史有为（2019: 1043-1044）は、中国佛教文化研究所（1993: 59-60）の記述を引用し、“手續”が密教でおこなう修法〔密法〕を定めた写本に頻出するため、遣唐使がその“手續”を習得し、日本へ戻って日本語へ広めたのではないかという主張を紹介している。しかし、中国佛教文化研究所（1993: 59-60）には具体的な資料の裏付けが提示されていない。本論文では、梁啓超によって「“手續”は日本の名詞である」と述べられている点を考慮し、少なくとも当時の中国語では“手續”は既存語ではなかったという立場をとった。

うになったのかは未だ明らかにされていない。

以上が現行の辞書からわかることである。次節より、まず日本語でどのように「手續」が使われていたか、その後中国語でどのように“手續”を借用していったか、また“程序”はなぜ新たに形成されなければならなかったかを詳細に検討する<sup>4)</sup>。

## 2. 日本語「手續」の語誌調査

### 2.1 日本語資料に現れる「手續」

1889年以前を目安に日本語の「手續」の用例を調査したところ、以下の用例が得られた。

- (1) 世界中ニ旅行せんと思ふ人ハ本編を見て略其手續を知り [1867年 福澤諭吉『西洋旅案内』下巻「附録 商法」54葉オ3-4]
- (2) 議事院會議手續 [1869年 福澤諭吉『英國議事院談』巻一25葉オ1]
- (3) 會社取建の手續ハ左の如し [1871年 福地源一郎『会社辨』第5冊45葉オ7-8]
- (4) 税金納方手續之事 [1872年 立嘉度『合衆國収税法』第1冊1葉オ10]
- (5) 扱政費見積ノ手續ニ至テハ先ツ各省ニテ [1874年 神田孝平「財政變革ノ説」『明六雜誌』17号2葉オ6]
- (6) 本院訟庭傍聽手續 [1876年 根岸錦重『訴訟必携』巻三5葉オ9]

上記六つの「手續」の意味を検討すると、(1)は前後の文脈から「方法」の意味であり、(2)は議会の進め方が順番に書かれているのみであるため「手順」の意味であろうと思われる。(3)の「會社」は今でいうところの「銀行」、「取建」は「設立」で、用例の後ろには銀行を設立するにあたって実施すべき行為が列挙されている。(4)は「租税頭」(米國歳入庁長官)が「出納寮」

---

4) 北京語言大学 BCC (<http://bcc.blcu.edu.cn/>) の〈古汉语語料庫〉では“程序”の古典における用例が多数確認できるが、意味としては「程氏の序文」であるか、“章程序”(規約の序文)であるか、もしくは原資料を確認すると“程式”になっているものなどであるため、本論文では“程序”は近代以降の形成であるとの立場をとった。

(財務省)へ租税を入金する際におこなわれる処理が列挙されている。(5)は「政費」の見積りの際に経過すべき処置と各行政部門の担当部署が説かれている。(6)も、用例の後ろに「大審院」において裁判を傍聴するにあたり、傍聴希望者がなすべき行為が列挙されている。よって、「一定の目的を達するために経過すべき処置」の意味としては(3)(4)(5)(6)が該当することになる。そのうち、(3)の用例は複数の外国語文献からの抄訳と要約から成る文献からで<sup>5)</sup>、(4)の用例はアメリカの税法を翻訳した文献からである<sup>6)</sup>。この時期に「方法」や「手順」といった意味からの意味拡張が起こったと考えられ、その要因の一つとして外国語文献の翻訳の影響が挙げられる。

以上により、「一定の目的を達するために経過すべき処置」の意味の用例は1871年から1877年の間にも見られ、先行研究の示した1889年よりも前にもあることがわかった。また、資料の特徴としては、最初期は外国語からの翻訳文献に現れたこと、分野としては、銀行設立、政府の歳入管理、政府の支出管理、裁判傍聴というように、企業、財政、司法の分野にわたって使われていることがわかった。

## 2.2 法律用語の「手続」

2.1では、司法の分野における「手続」は1876年の用例を確認できた。続いて、法律用語の「手続」をさらに詳細に検討し、法律用語としての「手続」の形成について見ていきたい。

日本の近代的な法律は、まずフランス法を範としたことから始まったことはよく知られていることであり<sup>7)</sup>、またそれは明治初期に行なわれたため、その時期の「手続」の用法を詳しく確認する。フランスの法律を翻訳した箕作麟祥の伝記を著した大槻(1907: 88-89)によれば、箕作麟祥は、1869年に政府からフランス刑法の翻訳を命ぜられ翻訳し、次いで民法・商法・訴訟

---

5) 『会社辨』第1冊「小引三則」1葉オ。

6) 『合衆國収税法』第1冊「緒言」1葉オ。

7) 五十嵐・鈴木・曾野(2019: 69-70)。

法・治罪法・憲法などを翻訳、その成果物は文部省から出版されたという。また翻訳の際には、どのような翻訳語を使うか苦心したとも書かれている。

箕作麟祥によるフランス法典の翻訳書は年代順に『佛蘭西法律書 刑法』5冊(1870年)、『佛蘭西法律書 民法』16冊(1871年)、『佛蘭西法律書 憲法』1冊(1873年)、『佛蘭西法律書 訴訟法』8冊(1873年から1874年)、『佛蘭西法律書 治罪法』5冊(1874年)、『佛蘭西法律書 商法』5冊(1874年)である<sup>8)</sup>。

この中で最も早い『佛蘭西法律書 刑法』には「手續」の使用が確認できなかったが、以後の各文献には「手續」がいくつか使われている箇所があった。たとえば、1871年の『佛蘭西法律書 民法』には「手續」が24箇所にある。しかし、これらの「手續」は1883年の『増訂 佛蘭西法律書 憲法・民法』において1箇所をのぞきほぼ全て修正され、なくなってしまう<sup>9)</sup>。例として、フランス民法第838条の条文で「手續」が使われている部分を原文とともに以下に示す。

(7) 裁判ノ手續ヲ經テ其分派ヲ為ス可シ (第八百三十八條) [1871年『佛蘭西法律書 民法』第5冊45葉ウ9]

(8) le partage doit être fait en justice, (838) (分割は裁判によって実行されなければならない) [1804年 *Code Civil des Français*, p. 205]

訳文(7)と原文(8)を比較すると、原文の“en justice”(裁判によって)を「裁判ノ手續ヲ經テ」と訳しており、前置詞を含めたフレーズの翻訳のために「手續」が補われていることがわかる。1883年の増訂版になると、同じ条文の箇所は次の(9)のように、「手續」が削除されて原語一語に対し翻訳語一語がほぼ対応する翻訳文へと修正されている。

(9) 裁判上ニテ分派ヲ為ササルヲ得ス (第八百三十八條) [1883年『増

---

8) 出版元は、『佛蘭西法律書 民法』第4冊までは「大學南校」、『佛蘭西法律書 民法』第5冊以降は「文部省」であった。

9) この調査にあたり、フランス法典の日本語訳の全文検索が可能な、佐野智也氏による「法律情報基盤」(URL <https://law-platform.jp/>)の「用語変遷追跡 Bilingual KWIC」を利用した。

訂 佛蘭西法律書 憲法・民法』352頁]

同様に、1883年の増訂版においては1871年の『佛蘭西法律書 民法』にあった「手続」が24箇所のうち、23箇所は削除されて翻訳文が修正された一方、1883年の『増訂 佛蘭西法律書 憲法・民法』では新たに18箇所で「手続」が使われるようになっている<sup>10)</sup>。その18箇所のうち、名詞の“poursuite”（訴追）が「訴訟手続」、「diligence」（訴訟）が「手続」と対応し、“procédure”（手続、訴訟手続）は「手続」と「訴訟手続」の両方に対応している。動詞の“procéder”（“procédé”は過去分詞形、～の手続を行う）と“provoquer”（～を引き起こす）は「手続ヲ為ス」と対応している。“désistement”（断念）は名詞であるが、翻訳文では「手続ヲ止メ」となっており、動詞的に翻訳されている。これらのフランス語の単語のうち、現代も「手続」と訳されるのは名詞の“procédure”、およびその動詞形に相当する“procéder”のみである。つまり、1883年当時は、日本語の「手続」がフランス語の複数の単語の翻訳語として使われたのであるが、現代には特定の単語で使われるのみとなっている。

フランス語との関係でいえば、1883年に司法省より出版された『法律語彙初稿』が“procédure”と「手続」の対応の定着を促した可能性がある<sup>11)</sup>。この文献では、法律用語としての“procédure”を見出語とし、「手続」を対応させて解説文を付している。

『法律語彙初稿』によって“procédure”と「手続」の対応の定着が促された可能性を検証するため、仏和辞書類の“procédure”の項を調査した。念のため、同形の英語“procedure”の変遷は英和辞書類を参照し、同義のドイツ語“Verfahren”については独和辞書類を調査した。

(10) procedure 取扱ヒ方 [1862年『英和対訳袖珍辞書』633頁]

---

10) この18箇所に1871年の『佛蘭西法律書 民法』で修正されなかった1箇所を加えて、1883年の『増訂 佛蘭西法律書 憲法・民法』には全部で19箇所に「手続」が使われていたということである。

11) 鄭艶 (2013) は主に「動産」と「不動産」について『法律語彙初稿』が日本語における法律新語の定着を促したと述べている。

- (11) procédure 公吏ノ捌キ, 公吏 [1864年『佛語明要』卷三78葉オ]
- (12) procédure 取捌 [1871年『官許佛和辞典』329頁]
- (13) Verfahren ウンソウスル運送。(中略) シヤウハウ商法。タチフルマ  
ヒ周旋動揺。[1872年『字和袖珍字書』1113頁]
- (14) procedure 前行, 處置, 辦<sup>ス、ミ</sup>理<sup>シヨチ</sup>法<sup>トリアツカヒカタ</sup> [1873年『附音挿圖英和字彙』883頁]
- (15) procedure 前行, 處置, 辦<sup>テツマキ</sup>理法, 經次 [1882年『増補訂正英和字彙』  
785頁]
- (16) procédure 手續 [1883年『法律語彙初稿』834頁]
- (17) procédure 訴訟手續 [1886年『佛和法律字彙』80頁]
- (18) procedure 處置, 前行, 手續, 辦<sup>テツマキ</sup>理法, (哲) 行為 [1886年『新撰英  
和字典』514頁]
- (19) Verfahren 手續, 取扱, 處置, 處辦, 運搬 [1887年『獨和字彙』551頁]
- (20) procédure 訴訟スル。訴訟手續。斷案。[1893年『佛和字彙』964頁]

上掲外国語辞書類の用例によると、仏和辞書では1883年まで“procédure”の語釈に「手續」は使われていなかったが、(16)の『法律語彙初稿』で初めて「手續」が使われたことがわかる。(16)以外の1883年以降の仏和辞書では「訴訟手續」というフレーズの構成成分としてではあるが「手續」が出現している。独和辞書では『獨和字彙』(1887年)から“Verfahren”の語釈に「手續」が現れた。英和辞書では、『増補訂正英和字彙』(1882年)が『法律語彙初稿』よりも先んじて「經次」のフリガナとして「テツマキ」を収録している<sup>12)</sup>。『増補訂正英和字彙』は『附音挿圖英和字彙』(1873年)の増訂版であり、初版と比較すると増補訂正時にこの「經次」という漢語を加えたことがわかる。

「手續」に限っていえば、先に英和辞書によって「經次」のフリガナとして「テツマキ」のような表記が見られたが、次の法律に関する専門辞書である『法律語彙初稿』によって“procédure”と「手續」の定着が促され、それ

---

12) 同じ『増補訂正英和字彙』(1882年)の見出語“process”には「裁判履次」との語釈があり、フリガナとして「サイバンテツマキ」が付されている。



が独和辞書にも受け継がれていったものと考えられる。

以上により、日本語資料では“手続”の「一定の目的を達するために経過すべき処置」の意味としては1871年以降の用例が見られたことに加え、この意味をもつ法律用語としては、外国法の翻訳において特定の単語と結び付くことによって定着が促されたと考えられる。

### 3. 中国語“手続”の語誌調査

#### 3.1 雑誌・新聞・書籍における“手続”の用例

では、中国語がこの日本語の「手続」を借用したのはいつからであろうか。黄河清（2020）の挙げる最も早い用例の1903年前後を中心に調査した。その結果は以下のとおりである。

- (21) 行政訴訟之手續（割注：手續者，有經歷許多方法之意。若行政訴訟，先某、次某某等類。凡作一事，亦必經許多方法，以此類推）[1901年 樋山廣業〈現行法制大意〉《譯書彙編》第7期54頁]
- (22) 惟法律之廢止變更，必經成立時同一之手續（割注：手續者，經歷一定方法之意，如立法必先提出，次議決，次裁可公布之類，其他以此類推）[1902年 章宗祥 譯《國法學》12頁]
- (23) 學者謂刑事訴訟法者，爲規定刑事訴訟手續之法。[1905年 蕭仲祁《刑事訴訟法》21頁]
- (24) 漢字異解之新名詞如經濟場合手續子子等散見於各科學者約以萬數千計以上 [1906年《大公報》第1430号（6月30日）3版]
- (25) 投票爲選舉手續一部。[1908年 湯一鶚〈述投票手續之次第〉《予備立憲公會報》第20期1葉オ3]

調査の結果、最も早いもので1901年の用例(21)が見つかった。(21)は日本への留学生らによる雑誌《譯書彙編》に掲載された〈現行法制大意〉という記事で、行政訴訟の手続を紹介した箇所にある。この部分では、日本語の「手続」をそのままの語形で中国語の文で使用している。ただ、そのままでは“手続”の意味が理解できないことを想定し、割注に「“手続”には、多

くの方法を経ることの意味がある。もし行政訴訟であれば、先に何々、次に何々、次に何々というようなことである。何かをするにしてもまた多くの方法を経なければならないということは、これをもって類推してください」と書き加えられている。この記事が底本としたのは恐らく樋山廣業による『現行法制大意』(1900)であろうと思われるが、翻訳者の名前はなく、一文一文が原文と対照的にはなっておらず、抄訳かもしくは要約されていると思われる。

(22)の用例は、雑誌ではなく単行本で、日本語文献からの翻訳書である。底本の著者が岸崎昌・中村孝であること以外の情報は明らかにされていないが、内容と一致するものを調査すると、底本は岸崎昌・中村孝『國法學』(1900年)であろうと考えられる。この岸崎・中村(1900: 18)の「然れども法律は其成立手續と全様の形式を踏まざれば之を廢止變更するを得ず」が(22)の原文である。翻訳文はこの部分の「手續」をそのままの語形で中国語に取り込んでいるが、(21)と同様に読者がわからないことを防ぐため、割注で意味を解説している。この割注の内容は「“手續”とは、一定の方法を経ることという意味であり、もし立法ならば、先に提出、次に議決、次に裁可・公布のようなことであり、そのほかはこれをもって類推してください」であり、(21)の用例と似通った表現である。翻訳者は(21)の用例にある割注を、より具体的によりわかりやすく修正して採用した可能性が高い。なぜなら、翻訳者の章宗祥は日本へ留学していて、訳書彙編社のメンバーであったからである<sup>13)</sup>。そして、沈国威(1995: 4)によると、《新爾雅》(1903年)の編者の一人である汪榮宝も日本へ留学しており、訳書彙編社のメンバーでもあったため、《新爾雅》の“手續”に対する割注の解説文、すなわち“手續者經歷一定方法之謂如立法必先發案次議決次公布是”は、(21)と(22)をまた若干修正したものと思われる。(21)と(22)、そして《新爾雅》の割注の内容は、いずれも「一定の方法を経ること」に言及しており、これはまさに日本

---

13) さねとう(1970: 260)によると、章宗祥は訳書彙編社のメンバーで、当時は「帝国法科大学校学生」であった。

語の「手続」の「一定の目的を達するために経過すべき処置」の意味である。また、文脈としてはいずれも法律で定められた処置に対して「手続」を使っている。このような日本語の「手続」に対する理解とそのままの語形による中国語文内での使用は、(21)から(22)、そして《新爾雅》へと受け継がれていったといえる。

(23)は、日本の「東京並木活版所」より出版された刑事訴訟法に関する書籍である。著者の蕭仲祁の詳細は不明であるが、序文に“識于日本東京法政大學”と書いており、日本へ留学していたことがわかる。底本は特に定まっておらず、序文には複数の著作から重要なものを選んで入れたことが書かれている。したがって、引用箇所が翻訳文であるか、それとも蕭仲祁が各著作の意味を要約したものかどちらかであろう。ここで、刑事訴訟法の定義として、「刑事訴訟法とは、刑事訴訟の手続を定めた法である」と述べている。

(24)は、《大公報》の〈中國近世大辭典緒言〉と題する記事からの用例である。4回にわたって掲載されており、最終回は第1439号(1906年7月9日)である。最終回の末尾に著者が丁福保であることが記されている<sup>14)</sup>。内容は、当時の“各科學”における新語の増加に関する内容で、日本語由来のことばの増加や著者自身の専門である医学用語に関する意見が書かれている。その中で、“手続”については“經濟”“場合”などととも使用数が増えているという。

(25)は、予備立憲公会と呼ばれる団体の会報からの用例である。予備立憲公会は、日本の政治制度にならぬ、立憲君主制を清国でも確立させるべきという考えにもとづいている。用例は〈述投票手續之次第〉と題する記事からで、選挙の方法について述べた箇所からである。この用例のあった文章は、日本語からの翻訳文ではなく、中国語話者によるオリジナルの著述である。

以上の用例をまとめると、“手続”は1901年から、訳書彙編社に参加した清国人留学生らによって割注による解説をともなって広められた。法律分野

---

14) 外務省情報部(1937: 401)によると、丁福保は日本医科大学を卒業し、中国へ帰国後は医者として開業したが、文明書局で編集の仕事に従事したという。

における翻訳文のみのなかで使われていたが、1908年以降は、中国語話者自らによる使用も確認できた。ただし、黄河清（2020）の挙げた梁啓超《資政院章程質疑》の用例では、1910年にもなお注が付されていたことから、最初は法律の狭い分野における専門用語であって、政治制度の分野に波及するにはさらに時間が必要だったといえる。

### 3.2 辞書の掲載例

“手續”が辞書に収録されるには、雑誌への翻訳文の掲載、もしくは翻訳書の出版よりもさらに10年あまりの時間を要した。以下に、辞書へ収録された“手續”の用例を示す。

(26) 【手續】日本語。猶言程序。謂辦事之規則次序也。[1918年《辭源》(1915年初版，民國七年九月十版 丁種二冊) 卯79頁]

(27) 【手續】日本語。猶言程序。謂辦事之規則次序也。[1940年《辭源 正續編合訂本》608頁 (卯44頁)]

まず、1915年初版の《辭源》において“手續”が収録された<sup>15)</sup>。その語釈は「日本語。また“程序”ともいう。コトをなす規則の順番をいう」のように書かれ、はっきりと日本語由来であることと、また“程序”と同義であることが示されている。このような語釈は1940年の版にも受け継がれている。ただ、初版で“程序”との同義性が示されていても、初版の《辭源》には“程序”の見出しはなかった。“程序”の見出しが出てくるのは1931年の《辭源續編》からである。《辭源續編》とその次の1940年の《辭源 正續編合訂本》には“程序”について次の通り書かれている。

(28) 【程序】謂辦事之規則次序也。昔沿用日本語稱為手續。今改定是名。[1935年《辭源續編》(1931年初版，民國二十四年國難後第十三版) 午127頁]

(29) 【程序】謂辦事之規則次序也。昔沿用日本語稱為手續。今改定是名。[1940年《辭源 正續編合訂本》1109頁 (午131頁)]

---

15) 閲覧したのは1918年10版の再刷本である。

(28)と(29)は辞書の版が異なるが、語釈の内容は同じである。“程序”の語釈の前半は“謂辦事之規則次序也”で、“手続”と全く同じであるが、後半に「昔は日本語を流用して“手続”としていたが、今は改めこの言い方に定めた」と書かれており、日本語の“手続”に対して使われるようになった中国語だということが示唆されている。つまり、当時の辞書を見る限りでは、1940年の時点で“手続”と“程序”は全くの同義であり、“程序”は日本語の「手続」に代わる語としてとらえられていたのである。

次に、外国語辞書類における見出語“procedure”における掲載例を中心に調査した。

(30) Procedure 行爲, 行動. [1847-48年 Medhurst. *English and Chinese Dictionary*. 1008頁]

(31) Procedure 前行, 辦法, 行爲概様, 行規, 行爲, 行動, 辦理. [1866-69年 Lobscheid. *English and Chinese Dictionary*. 1375頁]

(32) Procedure 法, 處置; 事舉, 行爲, 行動; 行法, 工作; 前行, 進行; 辦理之規矩, 辦理之秩序, 辦法, 行規, 次第; 辦理, 處理, 管理. [1908年 顏惠慶《英華大辭典》1760頁]

(33) 手続 Pains, skill, methods. [1913年 Mateer “*New Terms for New Ideas*” 86頁]

(34) Procedure 手続<sup>新</sup>, 程序, 辦事的節次. [1916年 Hemeling《官話》1105頁]

(35) 手続 Process, methods. (86頁), 程序 Method, order of exercises. (139頁) [1917年 Mateer “*New Terms for New Ideas*”]

(33)より“手続”が掲載されているが、この用例の語釈は英語で「労苦、スキル、方法」と書かれていて、「方法」以外はなぜそのような語釈になるのかが不明である。(35)は(33)の増訂版であり、“手続”の語釈は「過程、方法」に訂正されているのに加え、別のページに新たに“程序”が増補され「方法、実践の順序」との語釈になっている。(34)は見出語“Procedure”の

語釈に“手續”および“程序”の二つが掲載されている<sup>16)</sup>。

このように、当時の辞書の語釈では、“手續”と“程序”はほぼ同義として書かれている。しかしなぜこれら二語が併用されるようになったのか、次節でもう少し詳しく見ていきたい。

### 3.3 “手續”の代替語としての“程序”

“程序”の用例について1913年以前の資料をさらに調査したところ、次のような用例が得られた。

- (36) 雖訴訟之程序應仍寓議親之意 [1910年7月〈宗室覺羅訴訟章程〉《北洋官報》第2483册45頁]
- (37) 分股辦事細則一種凡議員分股及股員辦事程序無不明晰規定以爲議事之準備 [1910年9月〈資政院會奏酌擬議事細則及分股辦事細則摺〉《政治官報》第1044号4頁]
- (38) 第六百四十三條 原告於第一審之言辭辯論終結前得停止證書訴訟使繫屬於通常訴訟程序 [1911年1月《大清民事訴訟律草案》第四編15葉オ4-5]

(36)と(37)はいずれも中央政府の官報の役目をになった雑誌である。用例は上奏文からで、(36)は《宗室覺羅訴訟章程》という法案の条文に付された按語に、(37)は《資政院議事細則》および《資政院分股辦事細則》という法案の前文にあった。(38)は“修訂法律館刷印”による《大清民事訴訟律草案》と題する民事訴訟法の法案を載録した線装本からの用例である。

用例の出典となった法案の詳細について確認すると、張維新(2009: 108-109)によると《宗室覺羅訴訟章程》は清朝皇族の訴訟に関する法律であり、日本の『皇族訴訟通例』にならって制定され、宣統二年五月二十七日

---

16) (34)の“手續”の右肩に付された“新”の記号は、“Preface”(序文)に“modern terms—largely drawn from old Chinese and from the Japanese language—with the character 新(hsin). It should be noted that many of these are now in common colloquial use.”(現代の用語、多くは中国古典語から、そして日本語から取り込まれたもので、“新”を付してある。これらの多くは現在では一般に口語で使われているものだ)と書かれている。

(1910年7月3日)に憲政編查館によって朝廷へ上奏されたという。彭釗(2011: 10-11)によると憲政編查館とは、1905年に清国朝廷によって設立された組織であり、もとは考察政治館という名称で、外国の政治状況の調査を主な業務としていたが、外国事情の調査にとどまらず、清国が憲政を目指すという意味合いから、1907年に憲政編查館へと改名されたという。次の《資政院議事細則》および《資政院分股辦事細則》は、李启成(2013: 143-144)によれば、資政院の議事の運用方法を定めた法律であり、日本の『議院法』、『貴族院規則』、『衆議院規則』にならって作成され、宣統二年八月十九日(1910年9月22日)に上奏され承認されたという。《宗室覺羅訴訟章程》、《資政院議事細則》および《資政院分股辦事細則》に関する先行研究はそれほど多くなく、法案成立の背景の詳細は不明であるが、《大清民事訴訟律草案》については詳しい先行研究が多数ある。

張晋藩(2007: 300)によると、《大清民事訴訟律草案》は民事訴訟の手続を定めた法律で、1906年に起草された《刑事民事訴訟法》に代わって宣統二年十二月に完成した。この草案は、従来は日本とドイツの民事訴訟法にならって起草されたとされてきたが、熊達雲(2017)による最新の研究では、日本の『民事訴訟法改正案』をもとに編纂されたと修正されている。そのうえで、熊達雲(2017)は《大清民事訴訟律草案》の条文のうち85%が『民事訴訟法改正案』からの翻訳であると指摘している<sup>17)</sup>。(38)はその〈第四編〉からの一文である<sup>18)</sup>。(38)と対応する日本語の原文は以下(39)の通りである。

(39) 第五百二十二條 原告ハ第一審ノ口頭辯論ノ終結ニ至ルマテ證書訴訟ヲ止メ通常ノ訴訟手續ニ於テ訴訟ヲ繫屬セシムルコトヲ得 [1903年 司法省『民事訴訟法改正案』176頁]

(38)と(39)から、日本語の「手續」が中国語に翻訳されたときに“程序”となったことがわかる。〈第四編〉の別の部分を見る限りでは、“手續”の文

17) 熊達雲(2017: 60)。

18) 《大清民事訴訟律草案》の資料については活字化された書籍は複数刊行されているが、原本の画像を確認できたのは(38)に挙げた〈第四編 特別訴訟程序〉のみである。



字は一切使われておらず、“程序”あるいは“程叙”が使われている。“程序”と“程叙”という二つの語形があることに関しては、“序”も“叙”も字義としては順序の意味であり、発音も同じであるし、同じ条文中（たとえば第618条）に“通常訴訟程序”と“通常訴訟程叙”が入っているように、特に使い分けが意識されているわけではないようである。

ほかの箇所の「手續」はどのように《大清民事訴訟律草案》へ取り込まれたか。熊達雲（2020）による『民事訴訟法改正案』と《大清民事訴訟律草案》の条文の対照表から、日本語の「手續」あるいは「手續」で構成されるフレーズと対応する《大清民事訴訟律草案》の用語を集計した。

集計の結果によると、フレーズの構成成分含め「手續」をただ“程序”に置き換えたのみの用語は、112件中76件で全体の68%であった。条文の不一致があるために日本語原語に対して中国語の対応する語がないものも22%（112件中25件）あるが、それでも過半数の「手續」が“程序”と一対一で対応していることがわかる<sup>19)</sup>。

これは、1910年よりも前に日本の法律の翻訳の集大成として出版された《日本法規大全》（1907年）の翻訳姿勢とは根本的に異なっている。《日本法規大全》で収録された『民事訴訟法』（1890年公布）の翻訳文においては、「訴訟手續」は“訴訟手續”、「督促手續」は“督促手續”のように、「手續」に対応する中国語を日本語の語形そのままの“手續”で済ましていたからである<sup>20)</sup>。

では、なぜ“手續”が“程序”に変えられたのであろうか。その背景にいかなる事情があったのであろうか。この答えは、《大清民事訴訟律草案》の起草に関わった中国人の記録からある程度の推測はできる。熊達雲（2017）

---

19) 残りの11件の内訳は、“手續”をただ置き換えただけではなく省略や追加のあるもの、たとえば「訴訟手續」を“程序”のみあるいは“訴訟行為之程序”に置き換えたものなどが3件、全く別の語に置き換えたもの、たとえば「手續」を“訴訟”に置き換えるなどが8件である。

20) 《日本法規大全》（1907年）は、南洋公学译书院・商务印书馆编译所・李秀清（2007）の点校本を参照した。



は《大清民事訴訟律草案》が修訂法律館によって起草されたこと、修訂法律館のメンバーの多くは憲政編查館のメンバーを兼任していたこと、汪榮宝が修訂法律館と憲政編查館を兼任していたこと、汪榮宝がこの草案の起草に1909年から関わり、その様子を日記に残していたことを指摘している。その日記において、汪榮宝が日本語の法律用語を中国語に翻訳することの苦心を述べた箇所がある<sup>21)</sup>。

汪榮宝は日本語の法律用語を中国語の翻訳語に置き換えることを試みていたと記録していることに加え、日本語の用語を中国古典に典拠のある用語へと改めようとしていたことも書いている<sup>22)</sup>。

(36)と(37)の法案についても、汪榮宝が起草に関わったことが日記につづられている。宣統二年四月初十日(1910年5月18日)の日記には「閩生を尋ね、11時ごろ閩生とともに憲政編查館へ行く、《宗室訴訟章程》を審査し、数ヶ所を修正した」と書かれ<sup>23)</sup>、《宗室訴訟章程》の文章を修正していたことがわかる。宣統二年六月十八日(1910年7月24日)に日記には「伯屏の起草した《資政院議事細則》数十箇所に修正を入れた」と書かれ、翌日の日記には「食事をとってから憲政編查館へ行き、三時半に資政院の開いた事務所会議へ行って、昨日修正を入れた《資政院議事細則》について議論した、柳溪もまた数十箇所に修正を入れたが、だいたい私の修正した箇所と同じであった」と書いていることから<sup>24)</sup>、《資政院議事細則》の文章の修正にも関わっていたことがわかる。

《汪榮宝日記》からは、汪榮宝ただ一人が条文の修正をしていたわけではな

---

21) 熊達雲(2017:107)。

22) 熊達雲(2017:104-105,139)。

23) 《汪榮宝日記》の原文は赵阳阳・马梅玉(2014)の点校本と、文海出版社の影印本を参照した。点校本の原文は“访问生，十一时顷与闽生同往宪政馆，复核《宗室诉讼章程》，修改数处。”である(点校本119頁、影印本502頁)。

24) 点校本の原文は六月十八日が“签改伯屏所拟《资政院议事细则》数十处。”で、次の日が“饭后到宪政编查馆，三時半以资政院开办公所会议往赴，将昨日所签改之《议事细则》公同讨论，柳溪亦加数十签，大致与予所改之处相同。”である(点校本139頁、影印本571-572頁)。

く、憲政編查館あるいは修訂法律館のメンバーと協議の上で条文を確定させていった様子がかがえる。“程序”については《汪榮宝日記》の原文を確認しても特に何も書かれていないが、これらのメンバーによる合議の末に“手續”から改められた用語である可能性は非常に高い。

3.1で見たように、汪榮宝は訳書彙編社のメンバーであって、《新爾雅》の編纂者でもあった。“手續”が訳書彙編社から《新爾雅》へ受け継がれ、一般に普及して定着するまでには時間を要したが、その間に汪榮宝の関わった法案のなかで“手續”から“程序”への改訳が試みられていたという事実が見てとれるのである。

日本語から元の語形のまま借用した“手續”があっただにもかかわらず、新たな“程序”に置き換えられて清国の法律に取り込まれようとしたことは、《大清民事訴訟律草案》の成立背景と『民事訴訟法改正案』の原文における「手續」との対応関係からは明らかである。《大清民事訴訟律草案》に先行する《刑事民事訴訟法》(1906年)には“手續”も“程序”も出現しないことから<sup>25)</sup>、1910年の用例を“程序”の初出として従来の説(梁啓超の著述による1913年の用例を最も早いとする説)を修正すべきだと考える。

## おわりに

以上、日本語の「手續」の意味が中国語へ取り込まれる過程を見てきた。まず“手續”として語形と意味を借用して使われていたが、近代法律編纂の際に意味のみを借用する“程序”を新たに創造したことが明らかになった。

なお、本論文の内容の一部は日本中国語学会第71回全国大会におけるポスターセッション「近代新語“程序”と“手續”の形成と意味変化—言語接触の視点から—」にもとづくものである。

---

25) 《刑事民事訴訟法》は懷效鋒(2010: 436-454)の点校本を確認した。

用例別出典リスト

- (1) 1867年 福澤諭吉『西洋旅案内』下巻 慶應義塾出版局 <https://dcollections.lib.keio.ac.jp/ja/fukuzawa/a04/17>
- (2) 1869年 福澤諭吉『英國議事院談』巻一 尚古堂 <https://dcollections.lib.keio.ac.jp/ja/fukuzawa/a11/30>
- (3) 1871年 福地源一郎『会社辨』大藏省 doi:/10.11501/800281
- (4) 1872年 立嘉度『合衆國収税法』第1冊 大藏省 doi:/10.11501/790349
- (5) 1874年 神田孝平「財政變革ノ説」『明六雑誌』17号 <https://dglb01.ninjal.ac.jp/ninjaldb/bunken.php?title=meirokezassi>
- (6) 1876年 根岸錦重『訴訟必携』巻三 doi:/10.11501/795371
- (7) 1871年『佛蘭西法律書 民法』第5冊 doi:/10.11501/787828
- (8) 1804年 Code Civil des Français. <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k1061517>
- (9) 1883年『増訂 佛蘭西法律書 憲法・民法』博聞社 doi:/10.11501/787879
- (10) 1862年 堀達之助『英和对訳袖珍辞書』（複製本・1988年秀山社）
- (11) 1864年 村上英俊『佛語明要』達理堂 [https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08\\_c0809/index.html](https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko08/bunko08_c0809/index.html)
- (12) 1871年 好樹堂『官許佛和辞典』Imprimerie de la Mission Presbytérienne Américaine. doi:/10.11501/993771
- (13) 1872年 Oda, S., Fudjii, S., Sakurai, Y.『孝和袖珍字書』鈴木喜右衛門 doi:/10.11501/1904611
- (14) 1873年 柴田昌吉・子安峻『附音挿圖英和字彙』日就社 doi:/10.11501/1871572
- (15) 1882年 柴田昌吉・子安峻『増補訂正英和字彙』日就社 doi:/10.11501/870057
- (16) 1883年 司法省『法律語彙初稿』 <https://dglb01.ninjal.ac.jp/ninjaldb/bunken.php?title=houritugoi>
- (17) 1886年 加太邦憲・藤林忠良『佛和法律字彙』知新社（複製本・1988年龍溪書舎）
- (18) 1886年 井波他次郎『新撰英和字典』雲根堂 doi:/10.11501/870142
- (19) 1887年 風祭甚三郎『獨和字彙』後学堂 doi:/10.11501/903111
- (20) 1893年 中江篤介・野村泰亨『佛和字彙』佛學研究會 doi:/10.11501/903137
- (21) 1901年 樋山廣業〈現行法制大意〉《譯書彙編》第7期 譯書彙編社（報刊DB）
- (22) 1902年 章宗祥 譯《國法學》譯書彙編社（民国DB）
- (23) 1905年 蕭仲祁《刑事訴訟法》東京並木活版所（民国DB）
- (24) 1906年《大公報》第1430号（6月30日）（大公DB）
- (25) 1908年 湯一鶚〈述投票手續之次第〉《予備立憲公會報》第20期（報刊DB）
- (26) 1918年《辭源》商務印書館（1915年初版，民國七年九月十版 丁種二冊）（近代DB）
- (27) 1940年《辭源 正續綜合訂本》商務印書館
- (28) 1935年《辭源續編》商務印書館（1931年初版，民國二十四年國難後第十三版）
- (29) (27) に同じ
- (30) 1847-48年 Medhurst, W. H. *English and Chinese Dictionary*. Mission Press.（愛知大学図書館823: Me14: 1,823; Me14: 2）

- (31) 1866-69年 Lobscheid, W. *English and Chinese Dictionary*. Daily Press. (複製本・1996年東京美華書院)
- (32) 1908年 顔惠慶《英華大辭典》商務印書館 (愛知大学図書館823: E61: 1,823: E61: 2)
- (33) 1913年 Mateer, A. H. *New Terms for New Ideas*. The Presbyterian Mission Press. <https://archive.org/details/newtermsfornewid00mate>
- (34) 1916年 Hemeling, K. *English-Chinese Dictionary of the Standard Chinese Spoken Language* (官話). Statistical Department of the Inspectorate General of Customs. <http://nrs.harvard.edu/urn-3:FHCL:9482529>
- (35) 1917年 Mateer, A. H. *New Terms for New Ideas*. <https://archive.org/details/newtermsfornewid00mateoft>
- (36) 1910年7月〈宗室覺羅訴訟章程〉《北洋官報》第2483册 (報刊DB)
- (37) 1910年9月〈資政院會奏酌擬議事細則及分股辦事細則摺〉《政治官報》第1044号 (報刊DB)
- (38) 1911年1月《大清民事訴訟律草案》第四編 <https://taiwanebook.ncl.edu.tw/zh-tw/book/NCL-9910007734>
- (39) 1903年 司法省『民事訴訟法改正案』東京通信社 doi:10.11501/795764

用例別出典リストにおける雑誌・新聞・書籍データベースの略称は次のとおりである。

- ・報刊DB: 〈晚清期刊全文数据库 (1833-1911)〉〈民国时期期刊全文数据库 (1911-1949)〉《全国报刊索引》编辑部, 上海图情信息技术有限公司
- ・大公DB: 〈中國近代報刊《大公报: 1902-1949》〉中國國家圖書館, 中国教育图书进出口有限公司, 得泓資訊有限公司
- ・近代DB: 〈抗日战争与近代中日关系文献数据平台〉中国历史研究院近代史研究所
- ・民国DB: 〈中國歷史文獻總庫 民國圖書數據庫〉国家图书馆出版社有限公司

## 参考文献

〈日本語文献〉

- 大槻文彦 (1907) 『箕作麟祥君傳』丸善。
- 五十嵐清著, 鈴木賢・曾野裕夫補訂 (2019) 『比較法ハンドブック (第3版)』勁草書房。
- 外務省情報部編 (1937) 『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』東亞同文會業務部。
- 岸崎昌・中村孝 (1900) 『国法学』博文館。
- 黒田矩鎮 (1890) 『民事訴訟法』修文館。
- さねとう・けいしゅう (1970) 『増補版 中国人日本留学史』くろしお出版。
- 沈国威 (1995) 『『新爾雅』とその語彙——研究・索引・影印本付』白帝社。
- 鄭艷 (2013) 「日本における「動産・不動産」の定着に関する一考察」『或問』近代東西言語文化接触研究会 (31), pp. 31-46。
- 日本国語大事典第二版編集委員会編 (2001) 『日本国語大辞典 (第二版)』小学館。
- 樋山廣業 (1900) 『現行法制大意』大日本圖書。
- 北京商務印書館・小学館編 (2016) 『中日辞典 (第3版)』小学館。

- 矢野文雄編訳 (1883) 『經國美談 前』報知新聞社.
- 熊達雲 (2017) 「大清民事訴訟律草案」と松岡義正との関係について」『研究年報 社会科学研究』山梨学院大学大学院社会科学部研究科 (37), pp. 43-144.
- 熊達雲 (2020) 「大清民事訴訟律草案」と「日本民事訴訟法改正案 (旧法典調査会案、明治36年)」の条文との対照表」『山梨学院大学法学論集』山梨学院大学法学研究会 (86), pp. 129-295.
- 李漢燮 (2010) 『近代漢語研究文獻目錄』東京堂出版.

〈中国語文献〉

- 怀效锋主编 (2010) 《清末法制变革史料 上卷》中国政法大学出版社.
- 黄河清编著 (2020) 《近现代汉语辞源》上海辞书出版社.
- 李启成校订 (2013) 《资政院议场会议速记录 晚清预备国会论辩实录》上海三联书店.
- 南洋公学译书院初译・商务印书馆编译所补译・李秀清点校 (2007) 《新译日本法规模大 (点校本) 第二卷》商务印书馆.
- 彭剑 (2011) 《清季宪政编查馆研究》北京大学出版社.
- 清議報／《清議報》報館編 (1991) 《清議報 (中國近代期刊彙刊)》中華書局.
- 史有为主編・商务印书馆辞书研究中心編 (2019) 《新华外来词词典》商务印书馆.
- 王立达 (1958) 〈現代漢語中从日語借来的詞彙〉《中国語文》1958年2月号总第68期, pp. 90-94.
- 汪榮寶著, 沈雲龍編 (1991) 《汪榮寶日記 (近代中國史料叢刊三編第六十三輯)》文海出版社.
- 汪榮寶著, 赵阳阳・马梅玉整理 (2014) 《汪榮寶日記 (中国近现代稀見史料丛刊第一輯)》鳳凰出版社.
- 张晋藩主编 (2007) 《中国法制史》高等教育出版社.
- 张维新 (2009) 〈清末司法改革管窺——以三个诉讼法律文件为视角〉《司法》第4辑, pp. 95-119.
- 中国佛教文化研究所編 (1993) 《俗語佛源》上海人民出版社.

戸谷将義 Todani Masayoshi 愛知大学大学院中国研究科博士後期課程 専門：中国語学・日中借用語の史的研究